

京都大学医学図書館セミナー室利用規程

(平成18年6月15日 医学図書館運営委員会決定)

- 第1条 医学図書館セミナー室は、医学研究科教務・学生支援室が管理し、図書(閲覧)担当が利用事務を行う。
- 第2条 セミナー室は、医学研究科・医学部及び関係部局の教職員、大学院生、学生並びにこれに準ずるものが利用することができる。
- 第3条 セミナー室は、通常閲覧室として使用するが、多目的にも使用することができる。セミナー室を会議等に使用しようとする者は、職員証、学生証等、身分を証明するものを医学研究科教務・学生支援室図書(閲覧)担当に提示し、事前に所定の手続きを経なければならない。
- 第4条 セミナー室の利用時間は、次のとおりとする。
月～金曜日 午前9時から午後9時30分まで。
土曜日 午前10時から午後3時30分まで。
ただし、使用責任者が教職員である場合は、上記によらず開館時間の範囲内で利用することができる。
- 第5条 セミナー室の使用順位は、原則として申し込みの受付順位とする。
ただし、定期的な集会等の申し込みは受けない。また申し込み済みのものであっても、やむを得ない事情により変更を依頼する場合がある。
- 第6条 セミナー室の使用終了後は、必ず係員に通知しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 セミナー室利用規程は、廃止する。